まほろば秦野通信

平成２９年１１月２９日

タイトル	**施設来館者の利便性向上のために** **公共施設における公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）の運用開始について**
Ｗｈｅｎ （いつ）	１２月１日（金曜日）から運用開始
Ｗｈｅｒｅ （どこで）	(1)　設置施設 本庁舎、各公民館、総合体育館、保健福祉センターの １４施設 (2)　各施設の利用可能場所 ア　本 庁 舎：１階戸籍住民課前ロビー イ　他の施設：各施設の１階ロビー
Ｗｈａｔ （なにを）	個人所有のパソコンやスマートフォンを無線ＬＡＮステーションに接続することで、インターネットの閲覧が可能になります。
Ｈｏｗ （どのように）	(1)　１回の接続で最大６０分を限度に（利用回数の制限なし）、無料でWi-Fiを利用したインターネット接続ができます。 (2)　サービス利用初回時に指定された画面からメールアドレスの登録が必要となりますが、災害時は登録を行わなくても接続が可能となります。 (3)　全国で約１６万箇所あるNTTBP社提供のフリーWi-Fiに接続が行える無料アプリ「Japan Concected-free Wi-Fi」に対応しています。なお、このアプリは、１３言語に対応しています。
Ｗｈｙ （なぜ）	公民館を始めとした施設来館者の利便性向上や、災害時に避難所となる公共施設において、避難者の情報収集手段に有効であることから運用を開始します。
Howmuch （予算）	年間約２８万円
今後の取り組み	各施設での利用状況を踏まえ、他の公共施設への拡大を検討していきます。
問い合わせ	政策部情報政策課情報政策担当　担当：船村 電話０４６３（８２）５１１５